WE NEVER GIVE UP!

KBK大和支部



ロードマップ For Covid-19

+ 1 (プラスワン)

コロナに感染することは罪でありません。 大事なことは、「うつらない、うつさない」ための徹底した予防です。

(日本渡航医学会・日本渡航医学会 2020年6月3日発行)

フェーズ	1	2	3	4	5
) ₁ -×	海外発生期	国内流入期	国内流行早期	国内蔓延期	消退期
流行状況	中国武漢で 流行始まる	国内で感染者確認 (感染経路明らか)	国内で感染者増加 (感染経路不明)	感染者数の急増 (感染経路不明)	感染者減少
行政	水際対策	水際対策強化 医療機関整備	国内拡大阻止 重症者対応	拡大阻止強化 重症者対応	対策の評価と改善
国民		予防対策の実施	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の実施
医療		入院治療	入院治療	医療への負担軽減 軽症者(自宅療養) 重症者(入院治療)	診療体制の再構築
社会生活 事業者活動			時差通勤 在宅勤務 発熱時は会社・ 学校を休む	外出の自粛、集会の中止 操業の縮小・停止 在宅勤務・時差出勤 休校	社会生活 および 事業者活動の回復

日本の現在のコロナの流行状況は**第4フェーズ(局面)期**にあるとされ、

私たち事業者の活動は、「操業の縮小・停止」の段階にあります。

感染予防と感染拡大予防措置は絶対条件ですが、予防しても感染してしまった場合の サロン現場での対処は具体的には示されていません。

そこでこの度支部では感染予防を前面に打ち出した

「ビューティーレスキュー ロードマップ」の第2版として、感染してしまった場合の対策を 「ビューティーレスキュー ロードマップ +1 (プラスワン)」として作成しました。 私たちの業種は事業者 として、現在この立場 にあります。

「ビューティーレスキュー ロードマップ +1 (プラスワン)」の見方

新型コロナウィルス (Covid-19) に関して、従来は自身がうつらない、他の人にうつさないという前提の下で行動をしてまいりましたが、現在、第2波として現実的に感染の勢いが止まらない以上、"**感染するものだ**" という意識の下で対策を講じる局面にあろうかと思われます。

今回「ビューティーレスキュー ロードマップ +1 (プラスワン)」は、この現実をどのように捉え、どう対策を講じていけば良いかを同業の経営者として考えるきっかけになることを願って作成しました。

本文、全16ページのコンテンツは以下の通りです。

(ページ番号は各ページの右上に付してあります。)

- ①感染が経営者の場合・・・・・・・・P3
- ②感染が従業員の場合・・・・・・・・・ P4~P5、P14
- ③感染が改善した場合・・・・・・・・P6
- ④感染が顧客の場合・・・・・・・・・P7
- ⑤事業主の管理・・・・・・・・・・・P8
- ⑥従業員の補償と関連法規・・・・・・・・・P9~P10
- (7)顧客の個人情報と法的責任・・・・・・・・ P10~P11
- 8家族の感染・・・・・・・・・・・P12~P13
- ⑨コロナウィルスの消毒と美容師法に規定する消毒・・・P15
- ⑩神奈川県感染拡大防止チェックリスト・・・・・P16

のセクションに分けて表示致しました。

また、大型商業施設にテナントで入居するサロンの対応については、① \sim ②全てを含むので、特に区分はしませんでした。 (10 ページ 末尾参照)

1 胜当有本人 3 物 日			10
状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
■感染かどうか不明でも発熱など、 <u>風邪の症状</u> がある ●発熱がなくても <u>体調不良</u> の兆候が見られる ■過去 14 日以内に海外の入管法に基づく <u>入国制限対象</u> 地域に滞在歴がある	・仕事は休んで外出は控える。	・休むことは本人のためにもなり、感染拡大の防止にもつながる。	■事業の休止に伴うサロン の休業補償
■ 咳 などの症状がある	・咳やくしゃみを手でおさえると、そ ウイルスが付着し、ドアノブなどを介 あります。 <u>咳エチケット</u> に気を付けま		
■濃厚接触者となった場合 或いは身辺に<u>感染症患者</u>が いる場合	保健所からは 14 日間の健康観察が求め (濃厚接触者=新型コロナウイルス感	た場合は、 <mark>保健所の指示</mark> に従い感染防止の措置を講じる。 められる。 染者の症状が現れる2日前から、感染者を隔離するまでの期間に れることのできる距離で、マスク <mark>をせず15分以上会話</mark> した者)	こおいて、感染者と <mark>同居・長</mark>
■息苦しさ(呼吸困難)、強 いだるさ (倦怠感)、高熱等	・強い症状のいずれかがある場合	相帰談国す者	;
■重症化しやすい方で、発 熱や咳などの比較的軽い風 邪の症状がある場合	ている方、 <mark>免疫抑制剤や抗がん剤</mark> など を用いている方	院 接 の 触 連携	触者外来
■上記以外の方で発熱や咳など 比較的軽い風邪の症状 が続く場合	 ・症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。 ・症状には個人差があるので、強い症 火と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。 	安 ン 民間検 保健所 配送 医療機関 学 地方衛生研究所 民	検査 「「人報告」 「「人報告」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」

(9~10、14ページ参照)

目的 • 取組 • 効果 状況 **奶**置• 対処 課題 ・事業主や上司に報告。 休んでいただくことは本人のためにもなりますし、感染拡 感染症法(注1) ■発熱などの風邪の症状が 大の防止にもつながる大切な行動です · 労働基準法 (注 2) ある ・仕事は休んでいただき、外出は控え • 労働安全衛生法(注3) ■発熱がなくても体調不良 · 就業規則等 (注 4) させる。 の兆候が見られる 従業員が休みやすい環境整備と、企業、社会全 • 個人情報保護法(注5) ■過去 14 日以内に**海外**の入 体における理解が必要 ・社内で発熱した場合は、マスクを着 管法に基づく入国制限対象 用させたうえで帰宅させる。 地域に滞在歴がある 咳やくしゃみを手でおさえると、その手で せきエチケットを守ろう ■咳などの症状がある コロナによるサロンの 触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが 休業は死活問題となり 付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす ます。従業員の休業賃 可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。 金と併せて検討する必 要があります、 ・ 感染が確認された従業員は感染症 ・保健所への連絡 · 感染症法 (注 1) **金田田田** 法に基づく**入院**が必要。 ・顧客へのサロン休業の通知 • 個人情報保護法(注5) ・顧客の来店を控えてもらう ■従業員に**感染が確認**され ・事業者は、保健所の指示により、事 ・当該従業員の情報の公表 た場合 業所等の消毒、家族、顧客への対応な どを行います。 従業員が濃厚接触者と判断された ①同居の家族である患者との濃厚接触者を自宅待機させた 事業者が独自に濃厚接触 場合は、保健所の指示に従い感染防止 場合は、休業手当の支払いは要しません。 者に対して自宅待機などを の措置を講じる。保健所からは14日 命じる場合には、感染症法、 ■従業員が**濃厚接触者**とな 間の健康観察が求められます。 ②会社の同僚である患者との濃厚接触者を自宅待機させた 労働基準法、労働安全衛生 場合には、労基法第26条の休業手当の支払いをする必要が 法や就業規則等に基づい った場合或いは身辺に感染 あります。 症患者がいる場合 それ以外の従業員についても、一層の た対応を行う。 感染予防を呼びかけ、感染を疑われる ・休業手当、特別休暇など 症状が出た場合の報告を要請する。 の扱いをどうするか予め決 めておく。 ・「帰国者・接触者相談センター」での相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方につい ・病気休暇に関する就業規 て、**使用者の自主的判断で休業させる**場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」 則 (注 4) ■感染が疑われる従業員を に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。 休業させる場合

			10
状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
■感染した従業員を <u>休業</u> させる場合	は、「使用者の責に帰すべき事由による 要はありません。 なお、被用者保険に加入されている方 されます。 具体的には、療養のために労務に服	、都道府県知事が行う 就業制限により労働者が休業する場合 休業」に該当しないと考えられるので、 <u>休業手当を支払う必</u> であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給 することができなくなった日から起算して3日を経過した日 額の3分の2について、傷病手当金により補償。	・労働保険の適用がない 場合は <mark>傷病手当金</mark> の支給が ない。
補償?	・休業手当の支払いが不要な場合の賃金・・事業の休止に伴うサロンの休業	・新型コロナウイルス感染症に関連して労働者を休業させ、労働基準法の <u>休業手当の支払いが不要</u> である場合についても、労使の話し合いのうえ、就業規則等により休業させたことに対する賃金(手当)を支払うことを定めておくことが望ましい。 ・新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努める。 ・新型コロナウイルス感染症により、可以表別では、対しているに対している。ときには、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように対して対応に対して対応がある。 ・新型コロナウイルス感染症により、可以表別では、対している。といることを対していることが表別である。 ・新型コロナウィー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が が が が が か が か が か が の に は よる し の に い の に が の の に は の の に に よる し の に に の の に 。 に 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
146	・年次有給休暇と病気休暇の取り扱い・アルバイト・パートタイム労働者等への適用について	・年次有給休暇は、原則として労働者の 請求する時季に与えなければならない ものなので、使用者が一方的に新型 コロナウイルスに感染している疑いのある労働者につい て、一律に年次有給休暇を取得させることはできません。 ・労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタ イム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き 方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付 与が必要です。	る

10					
状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題		
■ <u>退院後</u> の対応	・退院後2週間程度は <u>外出自粛</u> 。 飛沫感染を予防するためにマスク着用 ・退院後に新型コロナウイルスが再度 的な衛生対策に加え <mark>健康観察</mark> が求めら	・診療に過剰な負担がかかり医療機能が低下することを避けるためにも、復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求め			
■症状が <u>改善</u> した場合	失して少なくとも3日を経過。	・のどの痛み・息切れ・全身のだるさ・発熱などの症状が消	たり、復帰する従業員に <u>「陰性証明や治癒証明書」</u> <u>の提出</u> を指示することは 控えること		
■ <u>症状が続く</u> 場合	以下の場合、帰国者・接触者相談セン・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ・重症化しやすい方(高齢者、基礎疾の症状がある場合・重症化しやすい方以外の方で、発熱	注 7 「新型コロナウイルス に関するQ&A(企業の方 向け)」10 その他(職場で の嫌がらせ、採用内定取消 し、解雇・雇止めなど)問			
	(大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)	ルで"感染症"が拡がる ①未知なウイルスでわからないことが多いため不安が生まれる 「病気」 「病気」 「病気」 「病気」 「寒染症" 「病気」 「寒染症" 「病気」 「寒染症" 「寒染にかかわる 寒染にかかわる 寒染にかかわる 寒染にかかわる 寒れによりウィ 寒染にかかわる 寒れによりウィ 寒染にかかわる 寒れによりで	6 <検査結果の証明について> https://www.mhlw.go.jp/s tf/seisakunitsuite/bunya/k enkou_iryou/dengue_fever _qa_00007.html		

IV 顧客の場合

状況	処置・対処	目的・取組・効果	課題
■発熱などの風邪の症状がある ■発熱がなくても体調不良の兆候が見られる ■咳などの症状がある	・風邪の症状の有無などの問診を行う・当日の体調を伺い<u>来店を断る</u>ことも・検温を実施し、発熱が認められる場	(b) 5.	・本人のためと、感染拡大 の防止のためにも重要な 判断 ・感染症法(注1)
■過去14日以内に海外の入 管法に基づく入国制限対 象地域に滞在歴がある	大店をお断わりする。 ・氏名、連絡先等を確認する。	を	・海外渡航などのプライベートに係る内容に注意する・個人情報保護法(注 5)
退院後の対応	・退院後2週間程度は外出自粛。飛沫感染を予防するためにマスク着用。 ・退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後少なくとも4週間は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められます。	・退院後 4 週間程度は来店自粛をお願いする。 「差別」やコロナによ る「誹謗中傷」となら ないよう心がける。	・「陰性証明と ・「陰性証明 ・「陰性記 ・「とは、感染 を ・「とは、感染 を を を を を を を を を を を を を
■サロンで顧客が発症した 場合	本人の同意を得てサロンに調査協力をの連絡担当者を決めておきます。 ③サロンは、保健所からの調査協力要上を作ります。 ※ リストを基に保健所が接触状況には ④連絡担当者は、自宅待機期間中の濃熱や咳など風邪様症状が出現した場合		る 公 い 染 し ・顧客個人に関する不適切な公表は要注意! ・信用棄損罪、名誉棄損罪(注 6)
■顧客が濃厚接触者となった場合或いは身辺に感染症患者がいる場合	らは14日間の健康観察が求められま	は、 保健所の指示 に従い感染防止の措置を講じる。保健所かす。 す。 前以降に最終接触した翌日から起算して 14 日間です)	

状況 処置·対処 目的 • 取組 • 効果 ◇ 事業主の健康管理の徹 ①出勤前に体調を確認する。(検温を行う) 底

優良衛生店舗

神奈川県美容業生活衛生 同業組合 大和支部

- ②出勤時、トイレの後、食事の前、作業場や休憩室等への出入り時などの手洗いや咳エチケットの 励行。
- ③手洗いタオルや茶わんの共有をしないこと、ドアノブ・パソコン・受話器等の定期的な消毒。
- ④事業所の換気励行、執務スペースの分散、スタッフや店舗利用者の間隔の確保。
- ⑤自転車・徒歩等による通勤の推進、公共交通機関を用いる場合の**時差出勤**など、移動時における 人との交わりを低減する取組。
- ⑥発熱等の症状が見られる事業者は**出勤自粛**を行うなど仕事を休み自宅で療養する。

がある場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話し相談する。

- ⑦業務上も私生活においても、**不要不急の外出は避ける**。また換気が悪い(密閉空間)・多数が集ま る(密集場所)・間近で会話や発声をする(密接場面)という3つの密を避ける。
- ⑧他都道府県からの不要不急の帰省や旅行・来県など、都道府県をまたいで人が移動することは、 まん延防止の観点から極力避ける。

・職場での対応ルールの作 成と周知

課題



従業員の 手洗い・うがい 徹底しています

> 新型コロナウイルス 感染拡大防止対策中

■事業所で感染者が発生し た、又は感染者の利用があ った場合の施設の消毒に ついて

消毒の方法等は保健所がアドバイスします

- ○消毒作業の流れ
- 1. 感染者が長く滞在した場所を<mark>換気</mark>する。
- 2. 感染者の手指が頻回に接触した箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、水道の蛇口等)を中心に、次亜塩素酸ナトリウム(0.05%) 以上)で拭いた後、水拭きするか、アルコール(消毒用エタノール(70%))で拭いて消毒する。

3. 感染者が使用したトイレの掃除は、市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)またはアル

コール (70%) で拭いて消毒する。

※消毒作業は換気を行いながら実施してください。

事業者自ら消毒することが難しい場合は、専門業者に依頼する方法もあります。 神奈川県ペストコントロール協会

〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町6-84-2 大樹生命横浜桜木町ビル TEL: 045-681-8585 FAX: 045-681-9502

http://www.kanagawa-pco.com/

※事業所の閉鎖、再開についても、保健所への相談が可能です。

お客様への12の約束。









毎回消毒しています。





手洗いをしています。 体温を測っています。









感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づいて、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の対策の移行について」(令和2年3月1日付け事務連絡)により、地域で感染が拡大した状況では、無症状者及び軽症者については、<u>自宅での安静・療養を</u>原則とします。

その場合には、「家庭内でご注意いただきたいこと~8 つのポイント~」(別紙1 P12)及び「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」(別紙2 P13)により家庭内での感染防止策を十分に行ってください。

・感染症法6条8号 新型コロナウィルスは、感染症法6条8号に「指定感染症」と定められています。

注2 労働基準法

第 26 条

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、**休業期間中の休業手当(平均賃金の 100 分の 60 以上)を支払わなければならない**。 また、労働基準法においては、**平均賃金の 100 分の 60 までを支払う**ことが義務付けられていますが、労働者がより安心して休むことができるよう、注4 就業規則等により各企業において、100 分の 60 を超えて(例えば 100 分の 100)を支払うことを定めていただくことが望ましいとされています。なお、休業手当を支払った場合、支給要件に合致すれば、**雇用調整助成金**の支給対象になります。

- ※不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、
- ①その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

以上2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。例えば、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能にも拘わらす これをしないということは、**力を尽くしていないと認められ**には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があり、休業手当の支払が必要とな ることがあります。

注3 労働安全衛生法

第68条

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかつた労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければなりません。その趣旨は健康を害している労働者本人の悪化を防止すること、同僚労働者に被害が及ぶことを防止することにあります。

注4 就業規則と休業手当

(注)

感染者は、感染症法上、自治体からの指示により入院等の措置が取られるため、休業手当を考慮する必要はありません。

状況		緊急事態宣言発令前		緊急事態宣言発令後	
従業員の状態\指示者		使用者が休業	自治体が自宅	使用者が休業	自治体が自宅
		を指示	待機等を要請	を指示	待機等を要請
			又は指示		又は指示
感染者(注)					
濃厚接触者	発熱・咳を発	休業手当の支	休業手当の支	緊急事態宣言	自治体からの
	症している者	払義務あり	払い義務な	を受けて休業	要請又は指示
			し。ただし、	するため休業	のため休業手
			濃厚接触者と	手当の支払義	当の支払義務
			いうだけでは	務なし	なし
			自治体からの	(弊事務所の	(弊事務所の
			指示はない。	見解)	見解)
	無症状である	休業手当の支	同上		
	者	払義務あり			
上記以外で発熱・咳の症状が		休業手当の支	_		
ある者		払義務あり			
健康な者		休業手当の支	_		
		払義務あり			-

注 5 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)

第16条第1項、第23条第1項

企業が保有する個人データについては、原則として、本人の同意を得ずに目的外に利用し、又は第三者に提供することが禁じられています。 しかし、サロン内で感染した従業員の個人データの公表は、2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合 には、本人の同意は必要ありません。

公表することで無用な混乱を招くことは避けなければなりませんが、感染経路が判明しているのであればそれを、また、濃厚接触をしている可能性がある人物がどのくらいおり、その者らが感染しているのかの調査状況、当該従業員からの拡散防止のためにどのような措置・対策を取ったのかは、併せて公表すべきです。

また、商業施設内でのテナントの場合には公表義務があるわけではありませんが、感染拡大の防止という観点からは貸主を通 して全テナントに公表すべきです。

【参考】

・厚労省 新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

・厚生労働省 別紙1「家庭内でご注意いただきたいこと~8 つのポイント~」 (12ページ参照)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf)

・一般社団法人日本環境感染学会 別紙2「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」(13ページ参照)

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf)

・厚労省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・厚労省 新型コロナウイルスに関する Q&A (労働者の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html

・厚労省 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

https://www.mhlw.go.jp/content/000604969.pdf

・厚労省 「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」10 その他(職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど)問6<検査結果の証明 について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に 勤務等を再開するに当たって、職場等に、<mark>陰性証明を提出する</mark>必要はありません。

・全日本美容業生活衛生同業組合連合会ガイドライン

http://www.biyo.or.jp/news/pdf/biyo_guildline.pdf

注6 刑事罰・民事罰

新型コロナウイルスに感染していたことが後でわかり、しかも、そのウイルスを他の人に感染させてしまった場合には、**傷害罪**(刑法204条)や**過失傷害罪** (刑法209条)に問われるかも知れません。

例えば、他の人の前で激しく咳をしたり手を触れたりしていたら、それが「暴行」と判断されて傷害罪の責任を問われる可能性があります。

また、そのような体調で知人と会ったり、店に買い物に行くこと自体が「**過失」**と判断されて、過失傷害罪の責任を問われる可能性があります。また、「未必 **の故意」**といって、自分の行為によって、こういう結果を生じさせるかもしれないが、それでもかまわないと考えて行為に及ぶ場合は「**故意」**として認められ、傷害罪を問われる場合があります。ですから、そのような体調で知人に会ったり買い物に行ったりする場合には、「過失」や「故意」があったと非難されないように、相手と一定の間合いを取ったり、咳による唾液の飛散を防ぐマスクをするなどの一定の注意をしておいたほうが良いでしょう。

さらに、いわゆる、「行き過ぎた正義感」の表れである「自粛警察」などは、その行動によっては、**脅迫罪や、威力業務妨害罪、信用棄損罪、名誉棄損罪**になる場合もあります。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変)令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
- ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも 2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。 トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方 、 妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- **◆ マスクの表面には触れないようにしてください。**マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。 (アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。 ※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしま しょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。



裏面へ

換気をしましょう

◆ 定期的に換気してください。 共有スペースや他の部屋も窓 を開け放しにするなど 換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分(ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など)は、**薄めた市販** の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の 目安に従って薄めて使ってください(目安となる濃度は0.05%です(製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。))。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消 毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- **◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
 - 糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に 出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手 を洗いましょう。
- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察を し、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状が あるときには、職場などに行かないでください。

【別紙2「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」(一般社団法人日本環境感染学会)】

【家族に感染者がいる場合の注意点】

①感染者と他の同居者の 部屋を可能な限り分ける ②感染者の世話をする人	・部屋をできるだけ分ける。窓があるなど、換気の良い個室とする。 ・感染者は極力部屋から出ない ・部屋を分けることができない場合、感染者から 少なくとも2m以上の距離を保つ。 ・特定の一人が望ましい。
は、できるだけ限られた方にする	1 特定の 八が宝ましい。
③できるだけ全員がマスクを使用する	・感染者、家族の両方がマスクを着用することで、ウイルスの拡散を防ぎます。 ・マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください(アルコール手指消毒剤でも可)
④小まめにうがい・手洗いをする	・ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると 粘膜・結膜を通して感染することがあります。
⑤日中はできるだけ換気をする	・感染者のいる部屋は、定期的に換気をする。
⑥取っ手、ノブなどの共 用する部分を消毒する	・タオルや食器、 箸、スプーン等などを共用しない。これらは通常の洗濯・洗浄で構わない。 ・ドアの取っ手やノブ、ベッド柵は、0.05%の次 亜塩素酸ナトリウム(薄めた漂白剤)で拭いた後、 水拭きするか、アルコールで拭きとる。
⑦汚れたリネン、衣服を 洗濯する	・汚れた衣服、リネンを取り扱う場合は、手袋、マスクを使用し、一般的な家庭用洗剤を使用した 洗濯機を使用して、洗濯し完全に乾かす。
8ゴミは密閉して捨てる	・鼻をかんだティッシュなどは、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。

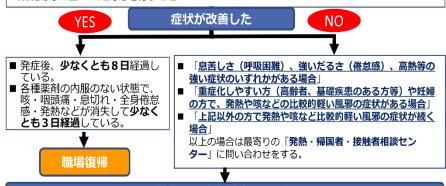


新型コロナウイルス感染症に従業員がかかったら

本チラシは、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合のポイントを示したものです。 実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

従業員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させる。

- ○発熱などの風邪の症状がある
- ○発熱がなくても体調不良の兆候が見られる
- ※社内で発熱した場合は、マスクを着用させたうえで帰宅させる
- ※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就 業規則等に基づいた対応を行うこと



従業員に感染が確認された

消毒のほか、従業員、

家族、顧客への対応な

ど不明な点があれば最

寄りの保健所へ相談し

てください、(連絡先は

裏面)

感染が確認された従業員は<mark>感染症法に基づく入院</mark>が必要となる 事業者は、保健所の指示により、事業所等の消毒を行う (※消毒の方法等は保健所がアドバイスします)

■ 発熱者の執務エリア(机・椅子等)の消毒(清拭)を行う。

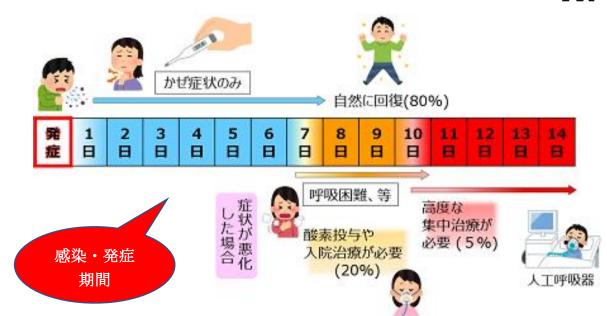
- 消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。
- アルコール消毒液 (70%~80%) もしくは次亜塩素酸ナトリウム (0.05%) を用いる。
- 消毒の際は適切な個人保護具(マスク、手袋等)を用いること。

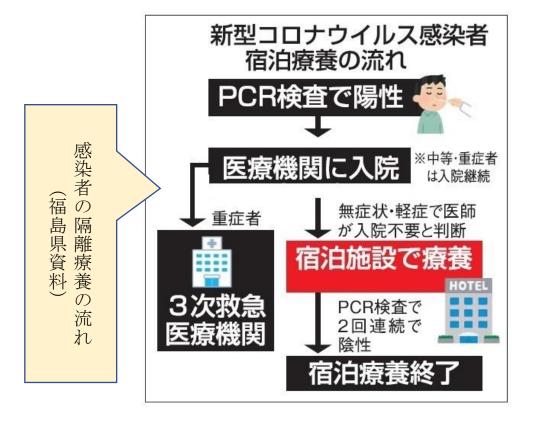
艮

- 保健所からアドバイスを受けたうえで、**退院後2週間程度**は外出自粛を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務付け、体調を確認しながら復帰させること。
- 退院時には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、**退院後少なくとも4週間**は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められる。
- 復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する従業員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示してはいけない。診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下することを避けなければならない。

従業員が濃厚接触者となった場合

- 保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。保健所からは14日間の外出自粛・健康観察が求められる。
- 保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、 感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと。





※美容師法の消毒とコロナウィルス感染予防消毒との違い

コロナ感染拡大予防のための消毒と美容師法にうたわれている消毒とを混同されている方もいるようです。

美容師法にうたわれている衛生管理は、<u>日ごろから美容サロンとして行わなければならない</u>義務的内容であり、これを日々実施するとともにさらにコロナ感染予防のための消毒措置を実施しなければなりません。コロナ感染予防のための消毒方法や内容は「ビューティーレスキュー ロードマップ」に掲載済みですが、美容師法に掲げられている消毒は以下の通りですのであらためてお知らせいたします。

美容所においては、カミソリの刃などについた<u>感染者の血液</u>が、美容師や他の顧客の傷口などから体内に入り、二次感染を及ぼす危険性があります。これらは、感染後すぐに症状が出ないため、感染者本人が自覚なく第3者に感染させる危険があるウイルスですので、美容所でも消毒を徹底するなど十分な注意が必要です。

美容師法で規定されている消毒内容と方法↓

▼カミソリと、カミソリ以外の器具で血液が付着しているもの 又はその疑いのあるもの

消毒の種類 使用方法 取扱い上の注意 沸騰後2分間以上煮沸する。 熱に弱い器具に 煮沸消 は適さない。 エタノー 76.9%~81.4%エタノール液中に 7日以内に取り替 ル消毒 10 分間以上浸す。 える。 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に 毎日取り替える。 次亜塩 金属を錆びさせ 10 分間浸す。 素酸ナ る。 トリウム

▼血液が付着している疑いがないもの(左表の消毒方法も含む。)

消毒の種類		使用方法	取扱い上の注意
	紫外線消毒	85μw/cm ³ 以上の紫外線を連続 して、20分間以上照射する。	紫外線が当たらない ところには効果がな い。
	蒸気消毒	80℃をこえる蒸気に 10 分間以上 触れさせる。	熱に弱い器具には適 さない
	エタノール 消毒	76.9%~81.4%エタノール液(消毒 用エタノール)を含ませた綿もしく はガーゼで器具表面をふく。	7日以内に取り替える。
	次亜塩素酸 ナトリウム 消毒	0.01%~0.1%次亜塩素酸ナトリウム 液中に 10 分間以上浸す。	毎日取り替える。金属を錆びさせる。
	逆性石けん 液消毒	0.1%~0.2%逆性石けん液中に10 分間以上浸す。	毎日取り替える。石 けん液を十分水洗い してから消毒する。
	グルコン酸 クロルヘキ シジン消毒	グルコン酸クロルヘキシジン消毒	毎日取り替える。
	両性界面活 性剤消毒	0.1%~0.2%両性界面活性剤液(塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)中に 10 分間以上浸します。	毎日取り替える。

コロナウィルスの感染経路と美容師法が規定するウィルスの感染経路 は異なりますので、消毒内容や方法が違うことをご留意ください。

消毒

神奈川県では感染予防のためのチェックリストを配信していますのでこれを活用することもできます。

下記の URL からダウンロードが可能です。



新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組

(チェックリスト) <理美容店>

事業活動を行うにあたり、特に①皮膚に接する器具等の消毒、②マスク着用等の徹底、③施術時の必要 最小限の会話について徹底していただくなど、各業界団体が策定するガイドライン及び以下の取組の遵 守をお願いします。



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html

1. ソーシャルディスタンスの確保(2メートル以上(最低1メートル))

- □予約制等混雑緩和
- □ソーシャルディスタンスを確保した待合席、理美容椅子の設置 □シャンプー、化粧等の顔面作業時及びネイルの施 術時には必要最小限の会話
- □入店前、店内において、周囲の人とのソーシャルディスタンスを保つよう表示・周知
- □レジ等対面する場所にビニールカーテン等を設置

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- □従業員及び来客等のマスク等着用 □従業員及び来客等の手洗い・手指消毒
- □消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、従業員のユニフォーム等のこまめな洗濯
- □従業員の体調管理、来客等の入店時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

□タオル、ケープ等(皮膚に接する布片)の客1人ごとの交換、皮膚に接する器具等の客1人ごとの消毒 □理美容椅子、洗面台等の利用設備・機材、待合席等の消毒 □設備による毎時2回以上換気、又は入り口や窓を開け、毎時2回以上換気

□トイレにおけるハンドドライヤー等の使用中止

4. 会計時等の非接触

□電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払時のコイントレイの使用

5. 感染が発生した際の利用者への情報提供

□SNS等の技術を活用した、利用者に対する感染発生状況等の情報提供

6. 業界ガイドラインの遵守

□業界ガイドラインの遵守

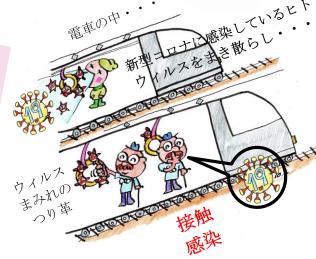


咳のある人は マスクを正しくつけて 感染防止に努めましょう



マスクを触った手 で、鼻の周りを触 るとコロナがうつ ります





大正時代のポスター(1918 年大正 7 年) スペイン風邪

> マスクをしていないときは 咳エチケットを忘れずに・・・

はきとるすをみやしくや咳 イラストみんなの感染対策」照林社 2016 年から



まちがった正義感は、

差別や誹謗中傷、ヘイトスピーチにつながり、

コロナによる直接の病気より怖いものです。

怖いのはコロナでなく、**ヒトの心**です。 **窓**染した方への偏見をするのではなく、 コロナに対峙しましょう。